

再免許審査によるスプリアス対応の完了

2020/3/09 問メモ

別項の「総務省のスプリアス対応の矛盾と正しい法令適用」において、フィルタ追加許可によれば変更検査もスプリアス確認もなしに新スプリアス基準に合致する機器と認定されるべき法令の手順を説明しました。

それとは別に、実は再免許を経ているならば既に新スプリアス基準に合致する機器であると審査が完了する法理があるのです。この場合、免許人は電波法第 13 条の再免許申請だけを行います。なんとも円滑で巧みな新スプリアス基準対応が用意されているので、本稿では以下のとおり実定条文に沿って説明します。

新スプリアス基準を定めた無線設備規則は、関係者の十分な理解と準備を期待して、公布から約 2 年半を経過した平成 19 年 12 月 1 日に施行されました。すなわち、以降は特に断らない限り新スプリアス基準で申請と審査が行われることになりました。ただし、同改正附則第 3 条には、平成 34 年 11 月 30 日までは「従前の例によることができる」という現用機器についての経過措置の特例を認めています。(この日付は本題と直接関係しないのですが、念のため知っておきます。)

さて、平成 19 年 12 月 1 日以降を免許の期間とする再免許は、どのような申請と審査が行われたのでしょうか。

再免許申請に対する総合通信局側の審査は、電波法第 15 条の規定により「簡易な免許手続き」が執られます。極めて大事なことなので、条文を正確に読みましょう。すなわち、次の規定により、再免許申請と同時に変更申請を行うことを禁止し、審査や検査を行わないで免許する合理的な処理方法を執るのです。

(簡易な免許手続き)

電波法第 15 条 ... 再免許... については、第 6 条及び第 8 条から第 12 条までの規定にかかわらず、... 簡易な免許手続きによることができる。

そうです。着目したいのは、電波法第 7 条が簡易な免許手続きの対象になっていないことです。その意味するところは、無線技術と電波環境は進歩と変化が予想されるので既存の無線設備についても情勢適応が求められるからです。具体的には、周波数有効利用やデジタル化などの電波界全体の変革に支障を来さないような施策を行うためです。この目的で電波法第 15 条が成り立っていることを、今ここで改めて認識する必要があります。

そこで、本題の再免許にあたって電波法第 15 条が如何に適用されたのか。申請者と免許権者のそれぞれの思惑や無知を別として、文書に記載された事実は次のとおりでしょう。

再免許申請書の工事設計書には、電波法第三章に合致すると申請者の意思を明記しています。この場合の技術基準は (特に断らない限り) 現行規定すなわち新スプリアス基準を指していることとなります。

対する総合通信局長側の審査は、免許人から経過措置の適用を明示的に願っていない以上、現行の新スプリアス基準に照らして工事設計を審査し、妥当と認めた場合に再免許の行政処分を下したのです。これまでの情報では、経過措置の適用であることを示して再免許した事例はありません。この法令と経過から見れば、平成 19 年 12 月 1 日以降を免許の期間とする再免許は全て新スプリアス基準による当局の技術審査を経て、正規の免許を受けていることとなります。

申請と処分の関係が「申請が何らかの利益を求める行為であり、免許は申請に対する諾否の応答である。」(行政手続法第 2 条) のので、これを本件に適用すると現行の電波法第三章に基づいて再免許されたことに他なりません。

なお、平成 17 年 11 月 25 日改正無線設備規則の附則第 4 条で、旧無線設備平成 27 年 12 月 1 日

以降は技術基準適合証明の表示が付されていないものとみなされますが、この表示が有用なのは新設免許と変更申請における簡易な免許手続きだけであり、もともと簡易な免許手続きが執られない再免許とは無関係になります。

以上は法令の規定を誠実に当てはめた場合の手続きの流れですが、総合通信局がこれを見做して法令根拠のない「免許人側によるスプリアスの確認」を要求している状況では、自動的にこのような扱いがされると期待できません。そこには、これを正すための免許人側の努力が相当に必要です。